ふるさと応援!ひょうごを旅しようキャンペーン+ (プラス) Q&A (利用者用)

R4.9.26

兵庫県観光振興課作成

番号	質問	回答
1	どのような料金が割引支援対象になります か。	対象事業者(本事業に登録した宿泊施設、旅行会社)が提供する対象 商品(宿泊サービス、旅行商品の代金)が割引支援の対象になりま す。
2	前売券とは何ですか。	事前に前売券販売の登録をした対象事業者(宿泊施設又は旅行会社)が前もって兵庫県民の方に販売する当事業限定の宿泊券、旅行券になります。前述の割引支援とは同事業のため併用不可となります。万が一、事業予定期間途中で予算がなくなり終了した場合でも事業終了までの間に利用することができます。なお、販売は終了しています。ご利用は10月10日宿泊(日帰り旅行)分までです。
3	県外から帰省する子どもと一緒に宿泊をす る場合は割引支援対象になりますか。	帰省する子どもが対象府県民でなければ対象になりません。
//	本事業が開始した時点で既に予約・販売された旅行は対象となりますか。	対象となりません。本事業開始日以降に、旅行契約を締結した旅行のみです。
h	同一人が複数回利用することは可能です か。	複数回利用しても構いません。
h	宿泊している夜間に発熱した場合はどうす ればいいですか。	直ちに宿泊施設のスタッフにお申し出ください。 その際は、宿泊施設の指示に従ってください。
7	出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先が県 外である旅行は割引支援対象になります か。	対象になりません。出発地や帰着地、立ち寄り先、宿泊先はすべて県 内であることが必要です。
8	宿泊代金にスキー場のリフト代やゴルフ場 のプレー料金が含まれるセットプランは、 割引支援対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
	旅行代金に体験アクティビティなどのオプション代金、施設入場料が含まれている場合は割引支援対象になりますか。	旅行会社で旅行プランとして販売する場合は、対象になります。
10	子ども料金についても割引支援対象になり ますか。	対象になります。
	旅行・宿泊代金のかからない乳幼児が含まれる場合、支援金額はどのように算出するのですか?(I泊の場合)	対象府県民の宿泊代金、旅行代金の総額を幼児を含めた対象の対象府 県民の人数で割ることにより一人当たりの代金を算出し支援金額を算 出します。

	旅行会社で販売する企画旅行でレンタカーなど 人あたりの価格設定がないオプションがついている場合、 人あたりの旅行代金はどのように算出するのですか?	オプションを含めた当該旅行に係る代金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより I 人あたりの旅行・宿泊代金を算出します。 <例> 大人2人、乳幼児I人の家族旅行のケース 宿泊代大人I人II,000円、乳幼児0円 レンタカー代8,000円のプランを利用 旅行・宿泊代金総額 II,000円×2人+8,000円=30,000円 I 人泊当たり代金 30,000円÷3人=10,000円 ⇒I人当たり割引支援額5,000円 支援総額は5,000円×3人=15,000円 クーポン券は3名に各I,000円分配布
1.3	上記のケースで、 人あたりの価格設定がないオプション分を含めず、 人あたりの代金が明確な部分のみで支援金額を算定しても構わないですか?	構いません。
1 // //	事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設 の滞在時に酒類を購入しチェックアウト時 に支払を行った場合の酒類の代金など、宿 泊施設での滞在時に追加で支払を行ったも のも、支援対象となる旅行・宿泊代金に含 まれますか?	事前に予約を行っていたもののみが旅行・宿泊代金に含まれます。宿 泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては旅行・宿泊 代金に含まれません。
15	事前に旅行会社で予約したパック旅行に加えて、現地でパックに含まれていない食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合、これらの食事代や観光施設入場料は支援対象となる旅行・宿泊代金に含まれますか?	事前に旅行会社で予約したパック旅行の代金のみが旅行・宿泊代金となります。現地で別途支払った食事代や観光施設入場料は旅行・宿泊代金に含まれません。

16	I 旅行で複数の宿に宿泊した場合、支援金額はどのように算出するのですか?	【宿泊施設に直接予約】 宿泊施設ごとに、宿泊代金の総額を基準として、日数及び 参加人数で割ることにより 人 泊あたり宿泊代金を算出し、 支援金額を判定します。 <例> 大人 人が 2 泊 3 日の旅行をしたケース宿泊代大人 人 日目5,000円、2日目6,000円 ⇒ 人あたり割引支援額 日目5,000円、2日目3,000円支援総額は5,000円+3,000円=8,000円クーポン券は 日目に2,000円分配布【旅行会社で予約、購入】 宿泊代金の総額を基準として、日数及び参加人数で割ることにより 人 泊あたり宿泊代金を算出し、支援金額を判定します。 <例> 大人 2人が 2 泊 3 日の旅行をしたケース宿泊代大人 人 日目20,000円、2日目6,000円 レンタカー代8,000円 ⇒旅行代金総額60,000円、2日目6,000円 レンタカー代8,000円 人泊あたり代金 60,000円・2日÷2人=15,000円 人あたり割引支援額5,000円×2日×2人=20,000円 クーポン券は 日目に2,000円分を2枚配布2日目に2,000円分を2枚配布
17	対象府県民の確認については、目視等の確認のみで、提出は 不要でしょうか。	証拠書類のコピー等の提出は不要です。証拠書類を目視で確認いたし ます。